

## 京都MICE基金 運営要綱

### (目的)

第1条 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）は、ビューロー定款第3条に規定する目的達成に向け、京都でのMICE開催を契機に、個人又は団体等からの寄附金を募り、国際MICE都市・京都が誇る、悠久の歴史の中で育まれた多彩な文化・芸術や、豊かな自然環境、美しい景観の保全・継承・活用を図り、京都の魅力や人々の暮らしの向上、MICE・観光振興及びSDGs達成に寄与する取組への支援を目的とした、「京都MICE基金（以下、「基金」という。）」の運営に関し、必要な事項を本要綱にて定める。

### (実施体制)

第2条 基金の使途・管理等について、公正適正に検討・選考・決定及び運用し、寄附者の信託に沿った基金運営を行うべく、「京都MICE基金運営委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

2 委員会の事務全般を執り行う京都MICE基金運営委員会事務局（以下、「事務局」という。）を、ビューロー内に設置する。

### (委員会)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 基金の事業計画、事業報告の承認
- (2) 委員、オブザーバーの選任・解任
- (3) 基金に関する要綱・要領などの新設・改定・廃止や、寄附金の募集、受付、処分及びその使途（選考含む）や管理等に関する決定・承認
- (4) 事務局の業務全般に関する決定・承認
- (5) その他委員会が必要と認める事項

- 2 委員の定員は5名とする。基金の継続運営の必要性等に鑑み、委員長は、ビューロー職員が就任する。委員長及び委員は別表の通りとし、ビューロー理事長が指名する。
- 3 委員会は、オブザーバーを京都府、京都市から1名ずつ選任する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その決議は参加委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは委員長の裁決するところによる。
- 5 委員会の決定・承認が必要な事項について、委員全員が書面または電磁的記録を通じて決定・承認への同意を示したときは、その事項の決定・承認を可決する旨の委員会の議決があったものとみなすものとする。
- 6 いずれの委員、オブザーバーも無報酬とする。
- 7 委員会は委員長の招集に応じて開催する。
- 8 委員の任期は、2年とする。また、オブザーバーを選任した場合、その任期は、1年とする。ただし、いずれの役職においても、その再任を妨げない。
- 9 委員の任期が満了となる場合、事務局が作成する候補者名簿に基づき、選出する。

### (運用・管理)

第4条 基金の運用・管理等は、別途定める「京都MICE基金寄附金取扱要領」に沿って実施する。なお、運用・管理等に必要な事業経費は、基金から支出することができる。

2 基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事業計画)

第5条 事業計画については、事業計画書を作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、委員会の承認を受けなければいけない。ただし、初年度はその限りではない。

(事業報告と決算)

第6条 事業実施の内容については、毎事業年度終了後に事業報告書を作成し、委員会での承認を受けなければいけない。

(情報の取り扱い)

第7条 基金は、ビューローが定める個人情報保護に関する基本方針・個人情報管理規程及び各関連法令等に基づき、保有する寄附者等の個人情報の適正な取り扱いに努める。

(その他)

第8条 この要綱に定めのないものについては、ビューロー理事長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、理事会の決議の日（令和3年6月7日）から施行する。

別表

京都MICE基金 運営委員会 委員

所属・役職	分野・業界
公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー 事務局次長	基金運営主体 委員長
公益財団法人 国立京都国際会館 総務・企画部 部長	会議施設
公益社団法人 京都府観光連盟 事務局長	観光業界
公益社団法人 京都市観光協会 事務局長	観光業界
京都商工会議所 産業振興部 部長	経済界